

【資料4】

教育・保育推進部会配布資料

資料一覧
資料1 川崎市の人口・就学前児童数の推移
資料1-1 階層区分別入所児童数
資料1-2 近隣都市保護者負担割合
資料2 川崎市の就学前児童の養育状況
資料3 認可保育所の入所状況・保育所数の推移等
資料4 政令指定都市保護者負担割合
資料5 こども費と保育事業費が本市の一般会計に占める割合
資料6 保育所の運営経費と負担割合
資料7 平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

保育所等の利用者負担額（保育料）のあり方の検討について

背景

本市では、これまで増大する保育需要に対応するため、保育所整備を推進するとともに、一時保育や休日保育、さらには病児・病後児保育などの、多様な保育サービスの充実を図ってきました。(資料1, 2, 3)



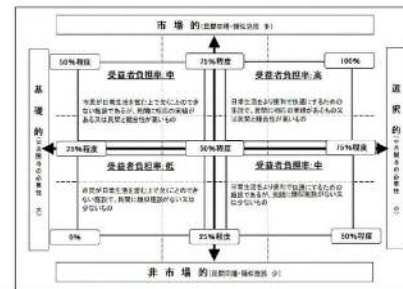
目的

認可保育所等の保育料については、世帯の所得の状況に応じて費用負担を求めています。

運営費の増加に対応する適正な費用負担は将来にわたって継続して見直ししていく必要があります。

本市の他の行政サービスの利用における受益と負担の状況や、国の制度改正、他都市の状況等にも留意しながら、保育サービスの利用における受益と負担の適正化を、今後とも継続的に検討いたします。

【標準的な受益者負担の考え方】



経緯

2011(平成23)年度に、学識経験者、幼稚園・保育所運営事業者、保護者代表等で組織する「保育サービス利用のあり方検討委員会」を設置し、保育料の改定に向けた検討を行い、次の報告を受けました。

- ①保護者からの応分の負担を求める。
 - ②保護者負担割合を国基準保育料に対し75%程度とする。
 - ③低所得者層及び中間層へ配慮した保育料額とする。
 - ④保護者負担能力に応じた所得税の間差額の設定や保育料額の設定を見直す。
- 上記報告を受け、2012(平成24)年度から3年間で、保育料の負担割合を国基準保育料の66.4%から75.0%まで段階的に引き上げました。

現状分析

【他都市比較】

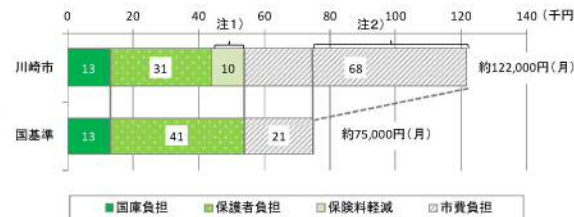
本市の保育料水準は、政令市20市の中でも4番目の高水準であるとともに、平成24年度から平成26年度の3か年で段階的に引き上げてきたことの考慮も必要です。(資料4)

都市名	最高保育料(円)			最低保育料(円)			H27 保育料
	3歳未満児	3歳	4才以上児	3歳未満児	3歳	4才以上児	
川崎	82,800	31,500	31,500	5,300	3,300	3,300	変更なし
千葉	70,900	35,770	35,770	4,110	3,320	3,320	変更
横浜	77,500	43,500	43,500	3,200	2,100	2,100	変更なし
浜松	73,600	35,300	30,300	3,000	1,900	1,900	変更
京都	85,700	35,600	28,900	2,900	2,400	2,100	変更
神戸	74,000	32,800	32,800	5,600	3,700	3,700	変更
福岡	83,200	30,200	30,200	14,200	12,400	12,400	変更なし

【運営経費】

高まる保育需要に対応するために、毎年20施設程度の認可保育所の整備を推進し、入所定員の拡大に努めてきたことにより保育所の運営費は年々増加し、2014(平成26)年度の保育所運営費の予算は300億円を超えている状況です。利用する子どもの処遇向上と保育料負担軽減のために独自の施策を展開していることもあり、子ども1人当たりで換算すると、月額約12万2千円となっています。(資料5, 6)

今年度施行の「子ども・子育て支援新制度」においては、国基準利用者負担額が従来水準と同額とされていることや、平成24年度から平成26年度の3か年で段階的に引き上げてきたことも考慮し、本市の平成27年度保育料は平成26年度と同水準としました。



【公平性の確保】

保育料の徴収については、現年度分は各種取組により収納率の向上の成果をあげていますが、滞納繰越分については、年月の経過が進むことで徴収が困難になるため、平成27年度以降、対策強化が必要です。

【1号認定の利用者負担額】

1号認定幼稚園については、国から示された利用者負担額の上限水準を踏まえたうえで、本市の平成26年度保育所等の3歳以上児の保育料水準の8割程度になるよう設定しました。

【基本保育料以外の料金】

保育所における一時保育や病児保育施設の利用料については、保育所保育料を基に設定していましたが、事業実施の状況、国の制度改正等を考慮した負担のあり方を検討することが必要です。

新制度における利用者負担の考え方

【国の考え方】

利用者負担は、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めること(応能負担)とされており、従来制度の国基準保育料(上限)を基に国が定めた水準を上限として、市町村が定めることとなりました。

国が定める水準は、保育標準時間は旧制度と同額、保育短時間は標準の約1.7%減です。(資料7)

利用者負担額は、従来の所得税額等から、市町村民税の所得割額を算定根拠とすることとされ、市町村民税の賦課決定時期が6月であることを考慮して、年度切り替え時期は毎年9月と省令で示されました。

利用者負担額は、人件費、事業費、管理費等の全部又は一部を保護者が負担するもの。また、給食材料費相当額(2号は副食費、3号は主食費及び副食費)が含まれています。

多子軽減の取扱いについては、就学前児童のうち最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが同時に利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料です。

利用者負担のあり方検討の考え方

平成27年度は据え置いたが、平成28年度以降の利用者負担額の検討は、国の資料でも子ども・子育て会議とされていることから、本市においては「子ども・子育て会議 教育・保育部会」において、本年中を目途に一定の方向性を検討することとします。

会議の開催は、4~5回程度とします。

利用者負担額のあり方を踏まえての改定時期は、利用者負担額(保育料)の年度切り替え時期である9月での改定を基本として検討します。

幼稚園、保育所等の基本保育料だけでなく、延長保育や一時保育、さらには病児・病後児保育事業等の利用料についても検討対象とします。

【本市の改定の方向性】

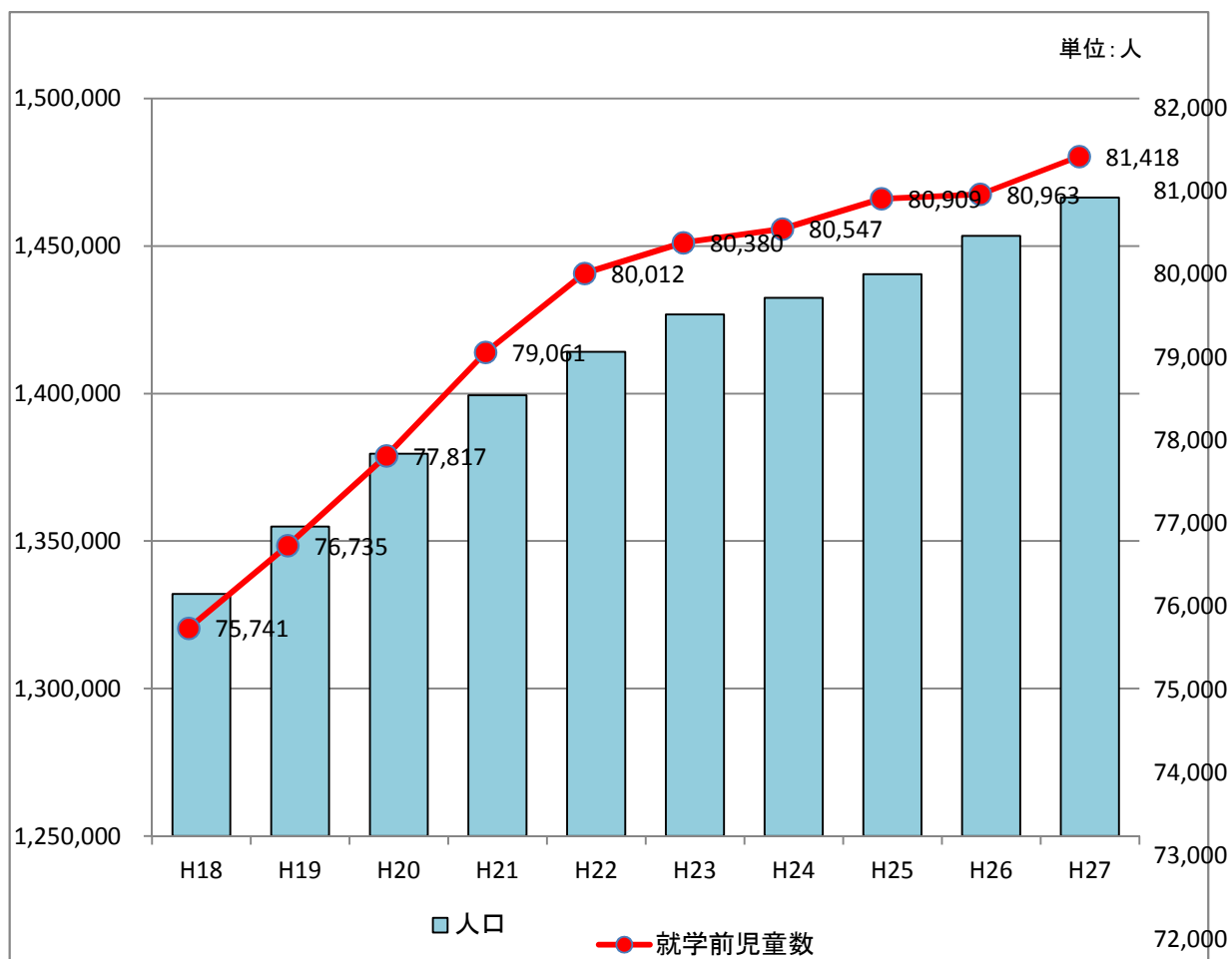
- ①本市として、持続可能な保育サービスを提供できるよう、手数料・使用料の設定基準等を踏まえ、適切な利用者負担を設定できるよう、今後とも定期的に検討を続けたい。
- ②3歳以上児については、前回のあり方検討の際に、ほぼ据え置きとし、政令市比較でも、比較的低い水準であることから、今回の検討では、応分の負担をいただく方向で整理したいと考えています。
- ③多子減免については、第二子は、第一子の50%及び70%の設定としていますが、可能な限り第一子の50%に設定できる方向で整理したいと考えています。
- ④一部の世帯に負担が偏らないよう、改めて保育料表の見直しをしたいと思います。

川崎市の人口と就学前児童数の推移

資料 1

平成18年からの人口数、就学前児童数の推移は、微増ですが毎年度増加しており、就学前児童数も増加しています。この傾向は今後もしばらく続く見込みです。

年度	H18	H19	H20	H21	H22
人口	1,332,035	1,354,913	1,379,634	1,399,401	1,414,150
増加数	—	22,878	24,721	19,767	14,749
増加率	—	1.02%	1.02%	1.01%	1.01%
就学前児童数	75,741	76,735	77,817	79,061	80,012
増加数	—	994	1,082	1,244	951
増加率	—	1.01%	1.01%	1.02%	1.01%
年度	H23	H24	H25	H26	H27
人口	1,426,777	1,432,374	1,440,474	1,453,427	1,466,444
増加数	12,627	5,597	8,100	12,953	13,017
増加率	1.01%	1.00%	1.01%	1.01%	1.01%
就学前児童数	80,380	80,547	80,909	80,963	81,418
増加数	368	167	362	54	455
増加率	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.01%



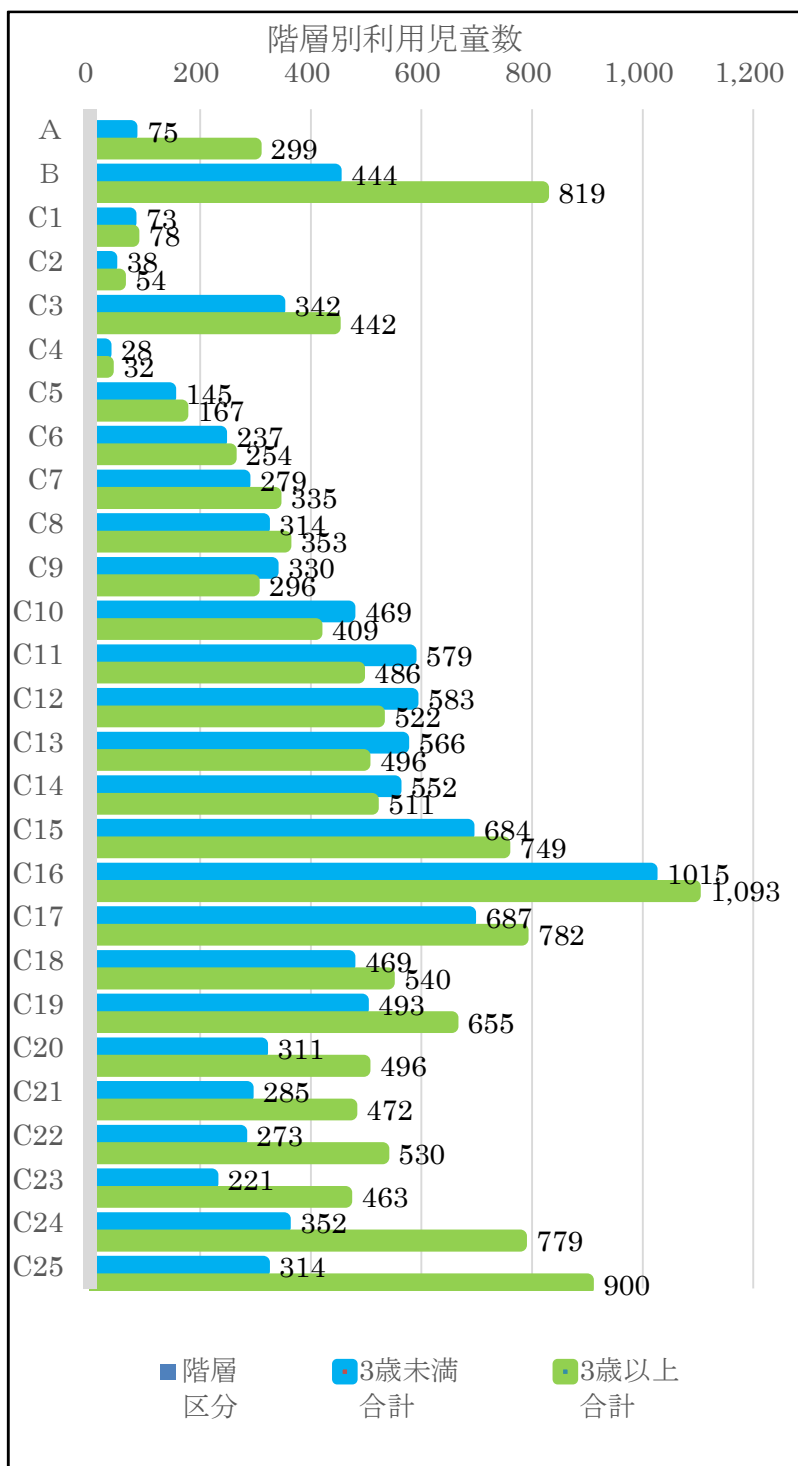
階層区分別入所児童数（平成 27 年 5 月 1 日現在）

1. 階層区分別入所児童数

A階層（被保護世帯等）	374人	1.61%
B階層（市民税非課税世帯）	1,263人	5.45%
C1～3階層（市民税課税世帯）	1,027人	4.43%
C4～階層（市民税課税世帯）	20,506人	88.5%

川崎市においてはC16階層を中心としてC11階層からC19階層（収入はおよそ●百万円から●百万円の間）の所得階層が全体の約5割（49.5%）を占めており、C20階層からC23階層までは比較的少ないがC24、C25階層がまた多くなっている。

階層区分	3歳未満合計	3歳以上合計	合計	構成比
A	75	299	374	1.61%
B	444	819	1,263	5.45%
C1	73	78	151	0.65%
C2	38	54	92	0.40%
C3	342	442	784	3.38%
C4	28	32	60	0.26%
C5	145	167	312	1.35%
C6	237	254	491	2.12%
C7	279	335	614	2.65%
C8	314	353	667	2.88%
C9	330	296	626	2.70%
C10	469	409	878	3.79%
C11	579	486	1,065	4.60%
C12	583	522	1,105	4.77%
C13	566	496	1,062	4.58%
C14	552	511	1,063	4.59%
C15	684	749	1,433	6.18%
C16	1015	1,093	2,108	9.10%
C17	687	782	1,469	6.34%
C18	469	540	1,009	4.35%
C19	493	655	1,148	4.95%
C20	311	496	807	3.48%
C21	285	472	757	3.27%
C22	273	530	803	3.47%
C23	221	463	684	2.95%
C24	352	779	1,131	4.88%
C25	314	900	1,214	5.24%
	10,158	13,012	23,170	100.00%



近隣都市 保護者負担割合

平成27年度 利用者負担額(標準時間)

平成27年4月1日現在

都市名	最高保育料(円)			最低保育料(円)			H27 保育料
	3歳未満児	3歳	4才以上児	3歳未満児	3歳	4才以上児	
大田区	63,500	28,600	24,000	3,900	3,300	3,300	変更なし
品川区	77,000	33,500	28,800	2,100	1,400	1,400	変更なし
目黒区	70,200	28,100	22,700	1,900	1,300	1,300	変更なし
世田谷区	73,100	38,000	33,000	7,400	6,800	6,800	変更あり
狛江市	59,600	27,300	22,500	3,200	2,300	2,300	変更なし
調布市	59,500	33,700	33,700	3,000	2,300	2,300	変更なし
稲城市	56,000	31,000	31,000	2,500	1,800	1,800	変更なし
多摩市	59,500	32,100	31,000	2,500	1,500	1,300	変更なし
町田市	58,800	37,200	37,200	4,400	3,800	3,800	変更なし
川崎市	82,800	31,500	31,500	5,300	3,300	3,300	変更なし
横浜市	77,500	43,500	43,500	3,200	2,100	2,100	変更なし
相模原市	61,700	31,900	28,000	3,500	2,900	2,900	変更なし
横須賀市	61,500	37,300	30,900	9,900	8,700	8,700	変更なし
鎌倉市	79,700	39,600	39,600	6,700	5,200	5,200	変更なし
大和市	88,500	43,200	38,500	8,000	6,900	6,700	変更あり
さいたま市	72,800	35,100	30,300	8,000	5,500	5,500	変更なし
千葉市	70,900	35,770	35,770	4,110	3,320	3,320	変更あり

※非課税世帯は除く

本市の近隣市においては、「子ども・子育て支援新制度」の開始に向け、利用者負担額(保育料)を据え置いた市区町村が大半で、変更した市区町村が3市です。

変更した市区町村でも、値上げのみの変更はなく、値上げ階層と、値下げ階層を織り交ぜた設定となっています。

川崎市の就学前児童の養育状況

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
人口 (H27. 4. 1現在)	—	—	—	—	—	—	1, 466, 444
就学前児童数 (A)	14, 229	13, 962	13, 679	13, 338	13, 268	12, 942	81, 418
〔人口比〕	0. 97%	0. 95%	0. 93%	0. 91%	0. 90%	0. 88%	5. 55%
認可保育所入所児童数 (B)	1, 657	4, 028	4, 407	4, 554	4, 365	4, 022	23, 033
〔構成比〕	7. 19%	17. 49%	19. 13%	19. 77%	18. 95%	17. 46%	100%
〔就学前児童割合〕	11. 65%	28. 85%	32. 22%	34. 14%	32. 90%	31. 08%	28. 29%
認可外保育施設等入所児童数 (C)	542	1, 322	1, 129	718	585	490	4, 786
〔構成比〕	11. 32%	27. 62%	23. 59%	15. 00%	12. 22%	10. 24%	100%
〔就学前児童割合〕	3. 81%	9. 47%	8. 25%	5. 38%	4. 41%	3. 79%	5. 88%
幼稚園児数 (D)	—	—	—	6, 668	7, 644	7, 778	22, 090
〔構成比〕	—	—	—	30. 19%	34. 60%	35. 21%	100%
〔就学前児童割合〕	—	—	—	49. 99%	57. 61%	60. 10%	27. 13%
在宅児童数 (E) = (A-B-C-D)	12, 030	8, 612	8, 143	1, 398	674	652	31, 509
〔構成比〕	38. 18%	27. 33%	25. 84%	4. 44%	2. 14%	2. 07%	100%
〔就学前児童割合〕	84. 55%	61. 68%	59. 53%	10. 48%	5. 08%	5. 04%	38. 70%

- 1) 認可保育所入所児童数は、平成27年4月1日現在の市内在住の入所者数
- 2) 認可外保育施設等入所児童数は、平成26年4月1日現在の利用者数
- 3) 幼稚園児数は、平成27年5月1日現在の市内在住の入園者数
- 4) 在宅児童数は就学前児童数から認可保育所入所児童、認可外保育施設等入所児童数、幼稚園児数を差し引いた数

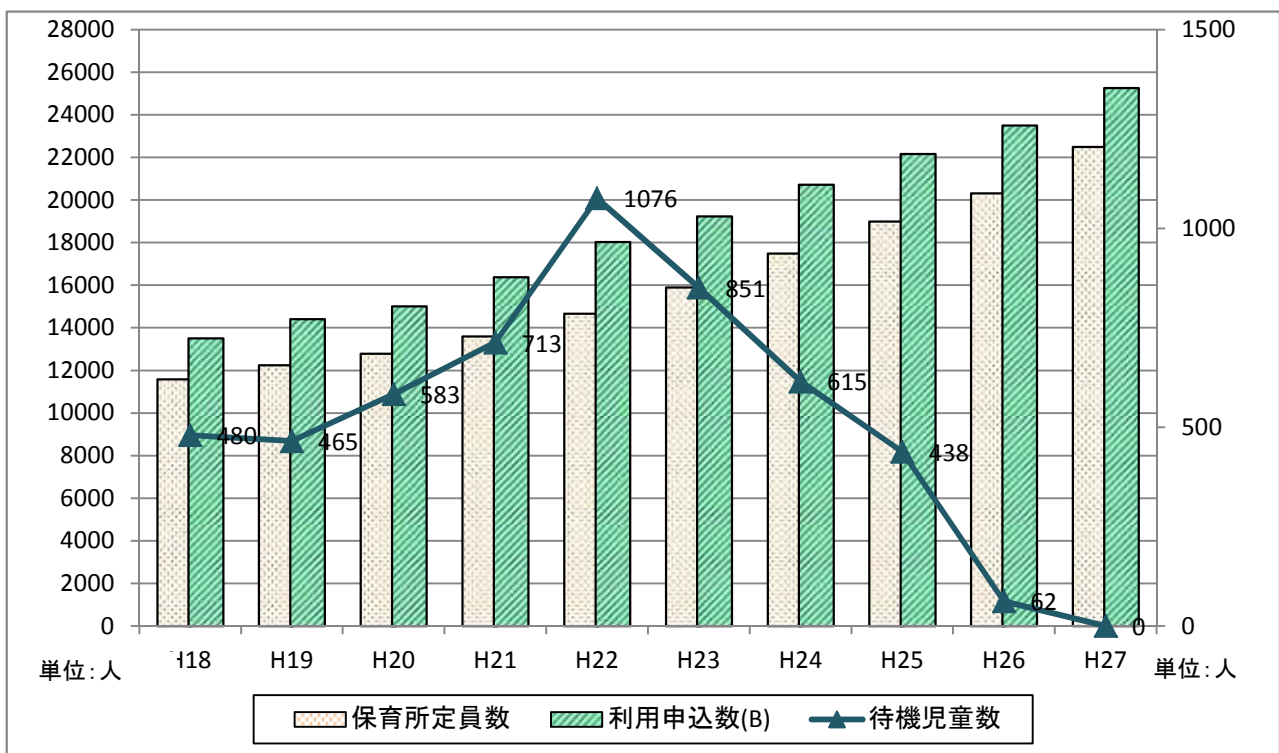
平成27年4月1日現在、本市における就学前児童数は81,418人です。そのうち認可保育所に入所している児童は23,033人と全体の28.29%となっています。

一方、認可保育所の申込みをしたにも係わらず入所できない児童（待機児童）を含め、4,786人、5.88%が認可外保育施設（川崎認定保育園を含む）に通っています。

また、幼稚園に通っている児童は22,090人、27.13%と約3割を占めています。

認可保育所数の推移等

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
保育所数	117	123	135	144	161	180	203	221	241	273
保育所定員数	11,590	12,250	12,785	13,605	14,675	15,905	17,490	18,995	20,325	22,505
就学前児童数(A)	75,741	76,735	77,817	79,061	80,012	80,380	80,547	80,909	80,963	81,418
入所申請数(B)	13,505	14,409	15,013	16,384	18,032	19,241	20,725	22,164	23,500	25,264
申込率(B/A)	17.8%	18.8%	19.3%	20.7%	22.5%	23.9%	25.7%	27.4%	29.0%	31.0%
入所児童数	12,034	12,820	13,475	14,430	15,435	16,630	18,074	19,399	20,930	23,033
待機児童数	480	465	583	713	1,076	851	615	438	62	0



これまで「川崎市保育緊急5か年計画」「第2期川崎市保育基本計画(かわさき保育プラン)」に基づき、認可保育所の整備を進めてきたが、入所申請者数は増加し、今後も増加すると考えられる。

資料 4

政令指定都市 保護者負担割合

平成27年4月1日現在

都市名	最高保育料(円)			最低保育料(円)			H27 保育料
	3歳未満児	3歳	4才以上児	3歳未満児	3歳	4才以上児	
川崎	82,800	31,500	31,500	5,300	3,300	3,300	変更なし
札幌	75,900	41,800	36,300	4,400	3,300	3,300	変更なし
仙台	70,000	34,300	27,900	7,650	5,200	5,200	変更なし
さいたま	72,800	35,100	30,300	8,000	5,500	5,500	変更なし
千葉	70,900	35,770	35,770	4,110	3,320	3,320	変更
横浜	77,500	43,500	43,500	3,200	2,100	2,100	変更なし
相模原	61,700	31,900	28,000	3,500	2,900	2,900	変更なし
新潟	57,200	31,500	31,500	3,000	2,000	2,000	変更
静岡	57,200	32,100	32,100	2,000	1,500	1,500	変更
浜松	73,600	35,300	30,300	3,000	1,900	1,900	変更
名古屋	64,000	28,900	28,900	3,800	2,500	2,500	変更なし
京都	85,700	35,600	28,900	2,900	2,400	2,100	変更
大阪	70,600	36,800	29,800	2,000	1,500	1,500	変更
堺	67,000	35,000	32,000	5,000	3,000	3,000	変更なし
神戸	74,000	32,800	32,800	5,600	3,700	3,700	変更
岡山	55,700	37,500	31,200	6,300	4,700	4,700	変更
広島	62,400	34,050	34,050	7,200	5,250	5,250	変更なし
北九州	63,300	32,700	32,700	7,200	4,800	4,800	変更なし
福岡	83,200	30,200	30,200	14,200	12,400	12,400	変更なし
熊本	58,000	33,000	33,000	4,000	3,000	3,000	変更

政令市 20 都市のうち、子ども・子育て支援新制度開始に向け、利用者負担額（保育料）を据え置いた都市が 11 市、変更した都市が 9 市です。

変更した都市でも、値上げのみの変更は 1 市です。その他 8 市は値上げ階層と、値下げ階層を織り交ぜた設定としています。

こども費と保育事業費が本市の一般会計に占める割合（予算ベース）

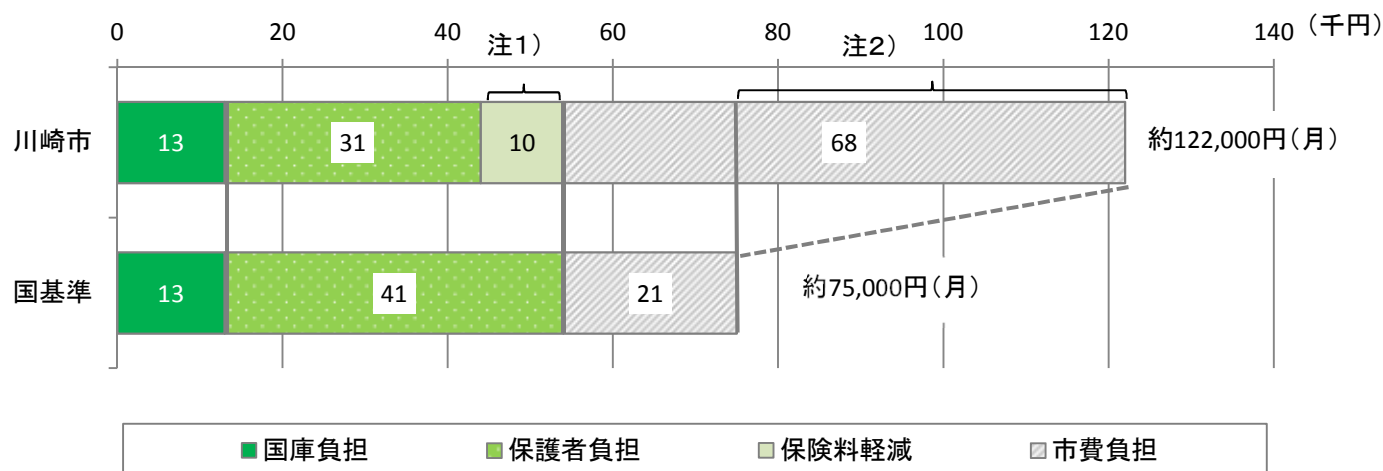
資料5

単位：百万円

	H23		H24		H25		H26		H27	
	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比
こども費予算	85,199	13.8%	81,424	13.7%	82,314	13.8%	88,372	14.3%	91,378	14.8%
保育事業費予算	28,869	4.7%	31,210	5.2%	33,333	5.6%	36,518	5.9%	42,742	6.9%
一般会計における 保育事業費の伸び	2,341百万円増 0.5%増		2,123百万円増 0.4%増		3,185百万円増 0.3%増		6,224百万円増 1.0%増			
川崎市一般会計予算	618,023	100.0%	595,633	100.0%	598,410	100.0%	617,117	100.0%	618,873	100.0%

川崎市の平成23年度から平成27年度の一般会計予算のうち「こども費」及び「保育事業費」が占める割合です。
一般会計予算は、平成23年度と平成27年度でほぼ同額であるが、保育事業費は、約289億円から約428億円へと大幅に毎年増額となっています。

保育所の子ども1人あたり月平均負担額の内訳



保育所の運営経費と負担割合

資料6

平成27年度

(単位：千円)

川崎市が保育所を運営する経費					33,459,875	千円
国が定める運営経費(国基準)					22,891,525	千円
国の負担 4,854,983 千円	県の負担 2,424,879 千円	市の負担 4,620,353 千円	国基準保育料(100%) 10,991,310 千円		川崎市が児童の処遇向上のために負担している経費 (超過負担) 10,568,350 千円	
			保護者負担 (市の保育料) 75.0% 8,243,482 千円	保育料軽減分 (市が負担) 25.0% 2,747,828 千円		

平成26年度

(単位：千円)

川崎市が保育所を運営する経費					30,542,615	千円
国が定める運営経費(国基準)					18,929,947	千円
国の負担 3,267,136 千円	市の負担 5,390,756 千円	国基準保育料 100% 10,272,055 千円		川崎市が児童の処遇向上のために負担している経費 (超過負担) 11,612,668 千円		
		保護者負担 (市の保育料) 75.0% 7,704,042 千円	保育料軽減分 (市が負担) 25.0% 2,568,013 千円			

平成23年度

(単位：千円)

川崎市が保育所を運営する経費					25,770,061	千円
国が定める運営経費(国基準)					14,913,067	千円
国の負担 1,980,154 千円	市の負担 5,192,850 千円	国基準保育料 100% 7,740,063 千円		川崎市が児童の処遇向上のために負担している経費 (超過負担) 10,856,994 千円		
		保護者負担 (市の保育料) 66.4% 5,139,405 千円	保育料軽減分 (市が負担) 33.6% 2,600,658 千円			

保育所の運営経費は、毎年20施設程度の認可保育所を整備してきたことにより、平成23年度の約258億円から、平成27年度では約335億円と増加しています。

平成27年度予算は、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、国基準運営費が質の改善のために増額されたこと及び国、県、市の負担割合の変更により、構造が変更となっています。

平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

資料 7

- 幼児教育無償化に向けた取組(低所得者世帯への支援)として、1号認定子ども第2階層に係る国が定める水準については、昨年5月末に提示したイメージから一層の軽減(9,100円→3,000円)を図ることとなった(平成27年4月施行)。
- その結果、平成27年度予算案に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおりとなる。

教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	9,100円 → 3,000円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

- ※ 小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目以上は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。
- ※ なお、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認められる(経過措置)。
- また、ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減とする。

保育認定の子ども (2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

- ※ 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
- ※ 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。